

返金制度について

当社の紹介により就職したものが入社後、自己都合又は就業規則違反等の本人の責に帰すべき事由により退職し、又は解雇された場合には、受領した紹介手数料について、下記に従い、返金する制度です。

また、乙は甲に対し、丙が退職した日 が属する月の末日を請求日として、翌月末日までに甲の指定口座へ振り込む方法により、 返金するものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

記

入社日より30日未満に退社等をした場合:報酬の50%を返還する。

入社日より90日未満に退社等をした場合:報酬の20%を返還する。

※また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。